（参考１）

（東大西洋クロマグロの国別割当）

加盟国等	漁獲枠（トン）	
	2010 年	2011 年
アルバニア	33.83	32.33
アルジェリア	684.90	138.46
中国	38.48	36.77
クロアチア	393.50	376.01
エジプト	33.83	64.58
ＥＵ	7,604.38	7,266.41
アイスランド	31.20	29.82
日本	1,148.05	1,097.03
韓国	81.14	77.53
リビア	580.15	902.66
モロッコ	1,279.96	1,223.07
ノルウェー	31.20	29.82
シリア	33.83	32.33
チュニジア	1,064.89	1,017.56
トルコ	419.06	535.89
台湾	41.60	39.75
合計	13,500	12,900

（参考２）

（各国の遵守計画のレビューに関する条文の仮訳）

この勧告の規定に対する遵守を確保するために、各国は２０１１年漁期の開始前に予定されている遵守委員会中間会合に、操業と取締と漁獲能力削減の計画を提出しなければならない。もし遵守委員会がその計画に重大な欠陥をみつけ、その計画を認めることができない場合は、委員会はその国の２０１１年における操業を停止させる決定を郵便投票で行わなければならない。２０１２年と２０１３年の漁期に関する同様の計画は、前年の年次会議の１ヶ月前までに委員会に提出されなければならず、委員会の承認なしに翌年の漁期のクロマグロ操業を行ってはならない。この方法は２０１２年の年次会議で見直される。